

下谷

平司左衛門長島内匠杯申者、南朝相仕へ候處流浪仕、當所へ參り住居仕候よしニ而、雜司谷と相唱候よし右之家筋、當時當村方百姓に殘居候、然ル處其後文字之儀モ區々ニ而、藏主ケ谷僧司谷差子谷杯、向々相認候處、有徳院様○徳川吉宗御成之節、文字區々ニ而及混雜候間、右混雜之雜之字相用可申旨、主意有之候由申傳候へ共、慥成義無御座候、且當所之義は、寛永十八巳年中、大猷院様○徳川家光御裏方尾州千代姫君様御母堂、自證院様御靈屋領として、市谷自證院領相成申候處、其後延享三寅年中、寺社御奉行、山名因幡守様、町御奉行能勢肥後守様、馬場讃岐守様御勤役中、右雜司ケ谷村之内、往還附百姓町屋之分、町方御支配被仰付候、其砌より雜司ケ谷町與相唱申候、

〔御府内備考下谷二十一〕國華萬葉記に、下谷は上野に對したる名なりといへり、今その地形を按ずるに、上野は固り高燥の丘にて、その地に續ける下濕の地なれば、上野に對せし呼名といふ事理あるに似たり、風土記殘篇に、下谷岡と載たるは、上野を指ていへるにや、されどかの記は後人の僞書なりといふ説あれば、いかゞはあらん、永祿改定の小田原役帳に、江戸廻下谷菅野分三十五貫九百文の地を、大谷十郎左衛門領せし由載たり、又松隣夜話に、永祿七年太田三樂、武州下屋と云所にとりてを拵へ岩の跡詳ならず、是も上野の内などにや、取續て松山邊へ節々働きいづとも見えて、古き地名なり、地形、古は南の方今の神田川に及び、北は坂本金杉の二村に限り、東は淺草鳥越に續き、西は上野湯島に添ひ、中央不忍池の下流東西に貫きて、南北に分れし村落とおもはる、御入國の後、不忍池の下流を埋られ、おしなべて平衍の水田と成し由は、羅山文集所載、武州芻學十二景の内、下谷耕田の詩、及同題杏庵堀正意が詩の趣にてもおして知らる、全詩下に載る、聖堂蹟の條に出す其後内神田に在し町並を下谷へ移されしより、南の方過半外神田と成り、又西の方不忍池の南岸次第して陸地と成り、仲町茅町七軒町等の町並出來て下谷に屬し、又北の方坂本金杉三の輪龍泉寺四村に及びて、下谷に屬する町並と成しゆへ、地形大に變じたり、今下谷と唱ふる四域は、南の方外神田に境